

平成二十一年  
四 月 中

# 秋 田 県 公 報 目 録

第二千六十八号から  
第二千七十五号まで

公布又は  
公示番号  
題 名  
公報番号  
日

## 条 例

三四 秋田県長期優良住宅建築等計画認定  
等手数料徴収条例 号外一 一〇

## 規 則

三一 クリーニング業法施行細則の一部を  
改正する規則 二〇七二 一七

三三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関す  
る法律施行細則の一部を改正する規  
則 〃 〃

三三 秋田県県税条例施行規則の一部を改  
正する規則 号外一 〃

三四 秋田県農業改良資金貸付規則の一部  
を改正する規則 〃 〃

三五 秋田県林業・木材産業改善資金貸付  
規則の一部を改正する規則 〃 〃

三六 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の  
一部を改正する規則 〃 〃

三七 秋田県行政組織規則の一部を改正す  
る規則 〃 三〇

## 告 示

一五二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一  
部変更 号外一 一

一五三 大規模小売店舗の名称、設置者等の  
変更に関する届出 二〇六八 三

一五四 急傾斜地崩壊危険区域の指定 〃 〃

一五五 生活保護法による指定医療機関の事  
業の廃止 二〇六九 七

一五六 生活保護法による医療機関の指定  
生活保護法による指定医療機関の事  
業の変更 〃 〃

一五七 生活保護法による指定医療機関の事  
業の変更 〃 〃

一五八 国定公園に関する公園事業の決定  
〃 〃

一五九 県立自然公園に関する公園事業の廃  
止 〃 〃

一六〇 農用地土壌汚染対策計画の策定  
〃 〃

一六一 公害防除特別土地改良事業に係る費  
用負担計画の策定 〃 〃

一六二 地籍調査の成果の認証 〃 〃

一六三 指定定期検査機関の指定 〃 〃

一六四 指定計量証明検査機関の指定 〃 〃

一六五 基本測量実施の通知 〃 〃

一六六 基本測量終了の通知 〃 〃

一六七 〃 〃

一六八 道路区域の変更及び供用開始  
〃 〃

一六九 〃 〃

一七〇 〃 〃

一七一 海岸保全区域の指定の一部改正  
〃 〃

一七二 宅地建物取引業法による公開による  
聴聞 〃 〃

一七三 〃 〃

一七四 開発行為に関する工事の完了  
〃 〃

一七五 包括外部監査契約の締結 二〇七〇 一〇

一七六 秋田県後期高齢者医療広域連合規約  
の変更 〃 〃

一七七 地籍調査に関する事業計画 〃 〃

一七八 公共測量終了の通知 〃 〃

一七九 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新  
に係る適性検査及び講習の実施 二〇七一 一四

一八〇 土地収用法による収用の手続開始  
〃 〃

一八一 基本測量終了の通知 二〇七一 一四

一八二 基本測量実施の通知 〃 〃

一八三 地方卸売市場における卸売業務の廃  
止の届出 〃 〃

一八四 道路区域の変更及び供用開始  
〃 〃

一八五 道路の供用開始 〃 〃

一八六 特定計量器定期検査の実施 号外一 〃

一八七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進  
及び永住帰国後の自立の支援に関す  
る法律による指定医療機関の事業の  
廃止 二〇七二 一七

一八八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進  
及び永住帰国後の自立の支援に関す  
る法律による医療機関の指定 〃 〃

一八九 基本測量実施の通知 〃 〃

一九〇 都市計画の変更による送付図書の縦  
覧 〃 〃

一九一 松くい虫のまん延防止のための措置  
命令 号外二 〃

一九二 市町村が処理することとする権限移  
譲対象事務の範囲等の一部改正 二〇七三 二二

一九三 秋田県北部老人福祉総合エリアにお  
ける利用料金の変更 〃 〃

一九四 秋田県中央地区老人福祉総合エリア  
における利用料金の変更 〃 〃

一九五 漁船損害等補償法による付保義務の  
発生 〃 〃

一九六 保安林予定森林の指定通知 〃 〃

一九七 〃 〃

一九八 〃 〃

一九九 〃 〃

二〇〇 〃 〃

二〇一 〃 〃

<p>二〇二 保安林子定森林の指定通知 二〇七三 二二</p> <p>二〇三 〃 〃 〃 〃</p> <p>二〇四 口頭により開示請求をすることがで 二〇七四 二四</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>二〇五 きる個人情報の変更 〃 〃</p> <p>二〇六 肥料の登録の有効期間の更新 〃 〃</p> <p>二〇七 基本測量終了の通知 〃 〃</p> <p>二〇八 道路区域の変更 〃 〃</p> <p>二〇九 開発行為に関する工事の完了 〃 〃</p> <p>二一〇 生活保護法による指定介護機関の事 二〇七五 二八</p> <p>業の廃止 〃 〃</p> <p>二一一 生活保護法による指定介護機関の事 〃 〃</p> <p>業の休止 〃 〃</p> <p>二一二 生活保護法による介護機関の指定 〃 〃</p> <p>二一三 生活保護法による指定介護機関の変 〃 〃</p> <p>更</p> <p>二一四 保安林子定森林の指定通知 〃 〃</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>二一五 指定施業要件変更予定通知 〃 〃</p> <p>〃 〃 〃 〃</p> <p>二一六 〃 〃 〃 〃</p> <p>五〇四 緑化推進委員会の住所の変更 号外二 一</p>	<p><b>公 告</b></p> <p>〇土地改良区の定款変更の認可 二〇六九 七</p> <p>〇県営土地改良事業計画の決定 〃 〃</p> <p>〇県営土地改良事業工事の完了 二〇七〇 一〇</p> <p>〇土地改良区の定款変更の認可 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の就任の届出 二 〃 〃</p> <p>〇県有財産の売払いに係る一般競争入 二〇七一 一四</p> <p>札の実施 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任及び就任の 〃 〃</p> <p>届出 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任の届出 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の就任の届出 〃 〃</p> <p>〇特定調達契約に係る一般競争入札の 二〇七二 一七</p> <p>実施 〃 〃</p> <p>〇県営土地改良事業工事の完了 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任及び就任の 〃 〃</p> <p>届出 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任の届出 〃 〃</p>	<p>〇土地改良区の役員の退任及び就任の 二〇七三 二二</p> <p>届出 三件 〃 〃</p> <p>〇県営土地改良事業工事の完了 二件 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の定款変更の認可 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の定款変更の認可 三件 二〇七四 二四</p> <p>〇土地改良区の役員の退任及び就任の 〃 〃</p> <p>届出 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任の届出 〃 〃</p> <p>〇特定非営利活動法人の設立の認証の 二〇七五 二八</p> <p>申請 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の定款変更の認可 二件 〃 〃</p> <p>〇土地改良区の役員の退任及び就任の 〃 〃</p> <p>届出 〃 〃</p>	<p><b>教育委員会規則</b></p> <p>一〇 県費負担教職員の定数を定める規則 号外一 九</p> <p>の一部を改正する規則</p>	<p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>四六 秋田県議会議員補欠選挙及び秋田県 号外一 三</p> <p>知事選挙の同時実施</p> <p>四七 秋田県議会議員補欠選挙の選挙長及 〃 〃</p> <p>び同職務代理者の選任</p> <p>四八 秋田県議会議員補欠選挙における選 〃 〃</p> <p>挙会の開催場所及び日時</p> <p>四九 秋田県議会議員補欠選挙における選 〃 〃</p> <p>挙公報の掲載順序を定めるくじを行</p> <p>う場所及び日時</p> <p>五〇 秋田県議会議員補欠選挙における選 〃 〃</p> <p>挙運動に関する支出金額の制限額</p> <p>五一 直接請求における選挙権を有する者 〃 〃</p> <p>の総数の五十分の一の数及び三分の</p> <p>一の数</p> <p>五二 直接請求における各選挙区での選挙 〃 〃</p> <p>権を有する者の総数の三分の一の数</p> <p>五三 秋田市市長選挙並びに秋田県知事選挙 〃 五</p> <p>及び秋田県議会議員秋田市選挙区補</p> <p>欠選挙の同時実施</p> <p>五四 秋田市市長選挙並びに秋田県知事選挙 〃 〃</p>	<p>及び秋田県議会議員秋田市選挙区補 〃 〃</p> <p>欠選挙の同時実施における投票及び 〃 〃</p> <p>開票の順序</p> <p>五五 男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補 号外一 五</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋 〃 〃</p> <p>田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙 〃 〃</p> <p>の同時実施</p> <p>五六 男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補 〃 〃</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋 〃 〃</p> <p>田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙 〃 〃</p> <p>の同時実施における投票及び開票の 〃 〃</p> <p>順序</p> <p>五七 湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補 〃 〃</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 〃 〃</p> <p>実施</p> <p>五八 湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補 〃 〃</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 〃 〃</p> <p>実施における投票及び開票の順序</p> <p>五九 由利本荘市長選挙及び由利本荘市議 〃 〃</p> <p>会議員補欠選挙並びに秋田県知事選 〃 〃</p> <p>挙の同時実施</p> <p>六〇 由利本荘市長選挙及び由利本荘市議 〃 〃</p> <p>会議員補欠選挙並びに秋田県知事選 〃 〃</p> <p>挙の同時実施における投票及び開票 〃 〃</p> <p>の順序</p> <p>六一 潟上市市長選挙及び潟上市議会議員補 〃 〃</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 〃 〃</p> <p>実施</p> <p>六二 潟上市市長選挙及び潟上市議会議員補 〃 〃</p> <p>欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 〃 〃</p> <p>実施における投票及び開票の順序</p> <p>六三 大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の 〃 〃</p> <p>同時実施</p> <p>六四 大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の 〃 〃</p> <p>同時実施における投票及び開票の順 〃 〃</p> <p>序</p> <p>六五 北秋田市市長選挙及び北秋田市議会議 〃 〃</p> <p>員補欠選挙並びに秋田県知事選挙及 〃 〃</p> <p>び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡 〃 〃</p> <p>選挙区補欠選挙の同時実施</p> <p>六六 北秋田市市長選挙及び北秋田市議会議 〃 〃</p>
--	--	--	--	---	---

選挙長告示	八一	政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体	〃	〃			
	八〇	個人演説会等を開催することができ る施設の指定	〃	〃			
	七九	個人演説会等を開催することができ る施設の指定解除	〃	〃			
	七八	個人演説会等を開催することができ る施設の指定	二〇七五	二八			
	七七	各選挙区における選挙権を有する者 の総数の三分の一の数	〃	〃			
	七六	選挙権を有する者の総数の五十分の一 の数及び三分の一の数	二〇七三	二二			
	七五	各選挙区における選挙権を有する者 の総数の三分の一の数	〃	〃			
	七四	選挙権を有する者の総数の五十分の一 の数及び三分の一の数	二〇七二	一七			
	七三	秋田県議会議員補欠選挙において当 選した者の住所及び氏名	〃	〃			
	七二	秋田県知事選挙において当選した者 の住所及び氏名	号外一	一五			
	七一	公職選挙法執行規程の一部を改正する 規程	二〇七一	一四			
七〇	羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の 同時実施における投票及び開票の順 序	〃	〃				
六九	羽後町長選挙及び秋田県知事選挙の 同時実施	〃	〃				
六八	小坂町長選挙及び小坂町議会議員補 欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 実施における投票及び開票の順序	〃	〃				
六七	小坂町長選挙及び小坂町議会議員補 欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時 実施	号外一	七				
一	秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選 挙における選挙長の事務を行う場所	号外一	三			二九 技能検定員審査の実施 号外三 三	
二	秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選 挙における選挙会の立会人となるべ きものを定めるくじを行う場所及び 日時	〃	〃			三〇 教習指導員審査の実施 〃 〃 三七 少年指導委員の委嘱 二〇七〇 一〇	
一	秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選 挙における選挙長の事務を行う場所	〃	〃			四三 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講 習会の実施 二〇七三 二一	
二	秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選 挙における選挙会の立会人となるべ きものを定めるくじを行う場所及び 日時	〃	〃				
一	秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選 挙区補欠選挙における選挙長の事務 を行う場所	〃	〃				
二	秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選 挙区補欠選挙における選挙会の立会 人となるべきものを定めるくじを行 う場所及び日時	〃	〃				
三	秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選 挙における立候補の届出	号外二	〃				
三	秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選 挙における立候補の届出	〃	〃				
三	秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選 挙区補欠選挙における立候補の届出	〃	〃				
人事委員会規則							
○人事委員会規則七一三(管理職手 当)の一部を改正する規則				二〇七〇	一〇		
人事委員会告示							
一 口頭により開示請求をすることがで きる個人情報の一部改正				二〇六九	七		
公安委員会告示							
二七 技能検定員審査の実施				号外三	三		
二八 教習指導員審査の実施				〃	〃		
正 誤							
○平成二十一年四月七日付け秋田県告 示第百六十一号の正誤				二〇七二	一七		
○平成二十一年四月七日付け秋田県公 告の正誤				〃	〃		
○平成二十一年三月三日付け秋田県告 示第百八十六号の正誤				二〇七四	二四		
○平成二十一年四月十四日付け秋田県 告示第百八十四号の正誤				〃	〃		
○平成二十一年四月十四日付け秋田県 告示第百七十九号の正誤				二〇七五	二八		

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄